解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

宮崎県都城市郡元一丁目一一番地一〇

東山建設株式会社

代表清算人　高山多鶴子

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

横浜市西区北幸一丁目五番一〇号東京建物横浜ビル地下一階

医療法人社団サクラ

清算人　本木　潤

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

新潟県新発田市五十公野七〇九六番地

医療法人社団小林歯科医院

清算人　小林　匡

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月二十五日開催の令和七年度総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

兵庫県養父市広谷二五〇―一養父市役所内

千石土地改良区

代表清算人　平山　久伸

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛媛県松山市大街道三丁目四番地七

準学校法人愛媛研修学園

清算人　永瀬　昭幸

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

埼玉県川口市西川口二丁目一〇番八号サイレンス扶桑二階

医療法人博和会

清算人　本田　利博

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県高島市今津町福岡一五〇番地

徧正寺

清算人　岩佐　立志

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年四月三十日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地

大迫生産森林組合

清算人　大田　喜好

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

山形県上山市御井戸丁三番三号

医療法人社団御殿湯ひふ科医院

清算人　佐藤　紀嗣

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

石川県野々市市郷町二六〇番地

医療法人社団深江レディースクリニック

清算人　深江　司

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

石川県珠洲市宝立町金峰寺未三二番地一

医療法人社団たかせ会

代表清算人　高瀬　真二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十五日開催の社員総会の決議並びに熊本市長の認可により、令和八年四月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

熊本市北区池田三丁目一番五〇号

医療法人社団輝会

清算人　田ノ上　輝

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大分県日田市天瀬町馬原三五九九番地四

農事組合法人北平食品加工組合

清算人　穴井　征之